

# 法律問題

## — 相続（遺留分について） —

法律上、一部の相続人には遺留分（いりゅうぶん）という権利が認められています（民法 1028 条）。亡くなった人がいる場合に、その人が作成した遺言が残されていれば、基本的には亡くなられた人の考えを尊重して、遺言に書かれた内容に基づき相続財産が分割されることとなります。しかし、「一部のみにのみ財産を譲る」という内容の遺言が残されていた場合には、それ以外の家族は何も相続財産が残されないことになってしまいます。

そこで、法律上、残された相続人の生活を保証するために「遺留分」という権利が認められ、たとえ遺言書が残されている場合であっても、相続財産の一部を最低限相続できるものとして保証しています。遺留分が認められるのは、配偶者、子及び直系尊属（亡くなった人の父母など）といった相続人です。

相続人が遺留分を請求したい場合には、原則として、相続が始まったことや遺言の内容を知ったときから 1 年以内にその請求をしておく必要があります。遺留分の請求には法律上期限が設けられていますので、遅れないように注意しましょう。



法テラス高森法律事務所

## 阿蘇世界文化遺産リレーコラム ～守っていききたいわがまちの景観と人々～

コラム第 12 回

「商人たちがつくる町並み 宮原一番街」

担当：小国町

小国町のほぼ中心、宮原一番街は、小国郷の総鎮守とされる小国両神社の門前町として古くから賑わいました。小国郷開拓の祖といわれる高橋宮、火宮という二柱を祀る両神社の門前で商いをしていた露天商たちが、やがてこの地に定住するようになり、現在までつづく商人街がかたちづくられていきました。

細川藩の時代には、藩令により杉の挿し木が行われ、小国町は木材の一大産地として大いに栄えました。宮原一番街には、木材の町ならではの太い柱や大きな梁をもつ重厚な町屋が軒を連ねています。

宮原一番街は、歴史的な町並みであることが認められ、「くまもと歴町 50 選」に選定されました。

◆次回のコラムは、産山村が担当します。

### 「世界遺産こぼれ話」 Vol.4

今回は、国史跡指定を受けた豊後街道を紹介します。

豊後街道は、熊本城下から大分県の豊後鶴崎を結ぶ全長 124km の街道であり、加藤清正等歴代熊本藩主の参勤交代や、中九州における流通往来に利用された重要な歴史の道です。

豊後街道のうち阿蘇市の二重峠、狩尾地区、滝室坂、街道沿いに残る石御茶屋跡、産山村の弁天坂、境の松坂の 6 カ所が指定されました。

急峻な坂道には、街道整備時に掘りこんだと思われる「岩坂村（現大津町）つくり」と刻まれた石畳や、「水切り」と呼ばれる排水施設などがあり、自然環境に対応した先人の知恵を知ることが出来ます。今回の指定を機に、是非訪れてみてください。



↓豊後街道の写真等はここから↓

<http://www.asosekaibunkaisan.com/property/bungo.html>